

2. 会長あいさつ

会 長

(会長あいさつ)

3. 農業委員会憲章の
唱和

会 長

農業委員会憲章の唱和を行います。

全 員

(憲章の説明及び唱和)

4. 議事録署名委員の
決定

会 長

議事録署名委員の決定です。今回は、3番の藪田委員と4番の盛田委員でお願いします。

5. 報告事項

会 長

報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和2年7月9日から8月3日までの行事等についてです。まず7月9日ですが、第4回農業委員会定例会を開催しました。10日には、第3回の農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。14日は、第1回農地・担い手関係市町村等担当者会議が鳥取市で開催されました。17日には、第4回の農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。20日は、令和2年度農業委員会臨時総会及び研修会を開催しました。そしてこの1ヶ月間で、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を1件、非農地証明申請書を2件受理しました。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

会 長

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

届出に係る農地は、大字香田から大字長砂までの農地8筆で、8筆の合計面積は7,007.91㎡です。相続人は鳥取市の〇〇〇〇となっております。権利を取得した日は令和元年11月30日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権、農業委員会による斡旋の希望はされないようです。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
地図を見ますと、1筆はもう農地でなくなっているのではないですか。

事務局

現況は山林ですが、農地台帳には農地として残っています。

会 長

こういう農地を農地台帳から落とさないといけないと思います。実際には、耕作されていないでしょう。地図を見てのとおり、山の中にあります。こういうときに合わせて徐々に農地台帳から外すことです。若桜町には、農地としての登録は約240町分あるわけですが、その中で耕作されているのは約140町分です。残り100町分というのは、このような状態です。山の中にある農地といっても、実際は既に杉の木等が植えられて、農地ではないです。そういう土地をこれから徐々に落とさなければいけません。農業委員会の取り組みとして、この100町分の土地を明確にしたいというふうに思います。

ほかに質問、意見等はありませんか。

職務代理

先ほどの農業委員会憲章に書いてありますけれども、そういう方向でいくのなら、農業委員会で決めて、こういう書類が出た場合には、他の申請と併せて出していただくようお願いする等、きちんと決めないといけません。

津村委員

こういう届出が要ることは理解されているのですか。

事務局

そうとは限らないですので、行政としても指導が必要です。

6. 付議事項

津村委員

法務局には届け出るけど、役所や農業委員会には手続きをされないことがあると思います。

会長

されていない土地が多くあります。普通は権利が生きた者にくるのですが、開いてみたら父親の名義でなく、もう1つ上の代の名義のままだったということもあるので、こういう書類が出た場合には、こういうことをされたらどうですかという指導も行政としてしなければならぬと思います。

事務局

おそらく所有者からすれば、課税台帳は現況に合わせてあるし、済んだ話なのかもしれません。

会長

本来は、自分たちがしないといけないことですが、やっていない土地が多くあります。これから、そういう事例があった場合には、そういう取り扱いを書き加えておいてください。

委員

(ほかに意見等なし)

会長

付議事項です。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

申請農地は大字小船の田2筆で、2筆の合計面積は1,761㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域外、権利の種類は使用貸借権です。1人目の貸付人は若桜町大字小船の〇〇〇〇、2人目の貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は智頭町の〇〇〇〇となっております。転用目的は露天資材置場とありますが、実際は間伐材の置き場です。転用理由としましては、間伐材の仮置き場にしたいというものです。この案件は、一時転用に該当します。農地区分判定については、小集団の生産力の低い農地ということで、第2種農地と判断しました。

西山委員さんの担当区域ですが、本日は欠席ですので、事務局から聞き取り等の内容を報告させていただきます。まず7月28日に、西山委員さんが来庁されまして、調査結果の事前報告をして

くださいました。内容をまとめますと、借受側につきましては〇〇〇〇より聞き取りを行ったそうで、事業計画書には工事完了年月日が令和3年3月20日とありますけれども、工事については年内になるとのことです。残りの日数は、農地に復元する期間に充てる予定とのこと。シートを敷いて間伐材を集めて、そこで選木をして間伐材を積み立てる予定としております。事業計画書及び被害防除計画書のとおりとのことでした。また、貸付側からも聞き取りを行いまして、1人目の貸付人と、2人目の貸付人は本人ではなくお母様からの聞き取りでしたが、契約書のとおりということを確認されました。事業計画書どおりに期間を守ってくださるということで、問題ないと判断したとのことでした。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

職務代理

この辺りの農地は、耕作されていないのですか。

事務局

農地としては残っていますが、耕作されている箇所がほとんどないです。

会 長

この件の申請については、工事が終わった後に作物が植えられる状態にして返してもらうことです。所有者1人となると見にくいことがありますので、承諾書がありますけれども、元通りにされたことを確認してもらうことです。

山本推進委員

以前に農地パトロールしたときには、どこも耕作できないくらいの荒れ地になっています。約6年前は、ある農家がなんとか作ってくださったのですが、それ以降は耕作できないということでした。

会 長

土地貸借契約書には、現状に復帰と書いてありますが、この荒廃地を現状に復帰してなにになるかわかりません。

山本推進委員

現状に復帰されても、耕作はできないと思います。

会 長

こういう土地は、非農地とすれば、申請も届出も要らなくなります。

伊井野委員

先ほど言われましたように、100ヘクタールも非農地化していかないといけないような状況です。どんどんやっていくことが大事です。

会 長

こういう土地が、若桜町には他町と比べて多いですし、そういうところで、農地パトロールを実施する時期になっています。これからすぐ計画立ててやらねばなりませんので、また共通認識をして、こういう場合は非農地とか、ああいう場合は第1号と判断しながら、その後に農地パトロールをして、始末をしていきたいと思えます。

ほかに意見等がなければ申請どおり決定してよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定しますが、現状に戻されるか見ておいてください。
議案第2号、非農地証明申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第2号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1件目の申請農地は大字香田の農地5筆で、5筆の合計面積は477㎡です。農振区分はすべて農用地区域外、都市計画区分はすべて区域外です。申請者は鳥取市の〇〇〇〇です。非農地の事由としまして、5筆のうち2筆については、昭和16年に木造2階建居宅、昭和26年に土蔵造2階建物置が建築され、宅地として使用している。また、残り3筆については、昭和54年頃より、住宅敷地に入るための進入路として使用されているというものです。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

小林委員

7月30日、事務局に同行してもらいまして、現状と図面を照らし合わせて、確認しに行きまし

た。先ほど事務局から説明があったとおりです。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

事務局

事務局から補足です。5筆のうち3筆については、昭和54年4月の農業委員会定例会で、農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議にかけられまして、そのときに許可相当として意見が出されました。

会 長

親父さんが亡くなった後の始末をしているということです。そういうことで開いたら、家の周りがまだ農地のままということで、申請を出したという経緯があります。こういう土地を探そうとしたら、若桜町には多くあります。こういう土地を見つけ、登記簿変更をしていただくよう指導してほしいと思います。

ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。

次の非農地証明申請について、事務局よりお願いします。

事務局

2件目の申請農地は大字湯原の農地3筆で、3筆の合計面積は172㎡です。農振区分はすべて農用地区域外、都市計画区分はすべて区域外です。申請者は、若桜町大字湯原の〇〇〇〇です。非農地の事由としましては、昭和40年代に道路の拡幅工事により、山側にも道路が拡幅され、3筆のうち1筆は現在まで車庫として利用され、残り2筆は雑種地として利用されているというものです。

会 長

私の担当区域ですので、事前調査をしました。7月22日に聞き取りをしました。申請者は大変な高齢です。息子さんが帰って家に居るのですが、いい年になったので、整理しておきたいとい

うことでした。息子さんに贈与したいそうで、そのためにはきちんとした登記になっていることを確認しておきたいとのことでした。道路を拡げたりバス停を建てたり等、色々あるのですが、登記簿地目が変わっていないということですが、相手方が非農家のために所有権移転ができないということ。こういう所は数多くありますし、池になったり倉庫やバス停が建っているということで、今更農地に還せるような状況ではありませんので、非農地証明は致し方なしとっております。

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
議案第3号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度の目標と活動計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号、若桜町農業委員会の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、本委員会の議決を求めます。

事務局 (事務局による内容説明)

会 長 いつまでに出さなければいけませんか。

事務局 特に言われなかったですけども、修正できないかという指導が県からありました。

会 長 冒頭でも言いましたけれども、改選以降の初めての農業委員会定例会ですので、説明した段階では理解できません。ですので、今回は一旦持ち帰っていただき、じっくり時間をかけて見てもらうべきです。

事務局 今年の3月に審議し、6月に公開したのですけれども、7月になって県から修正の依頼がありま

7. その他		して、県の指導により修正したものを資料に入れております。
	職務代理	実際には、既に審議はされましたが、修正依頼があり、今回出しているだけの話でしょう。
	会 長	今回は持って帰っていただき、来月までによく読んでもらい、9月の定例会で再度審議したいと思っておりますので、よろしくお願いします。
	会 長	その他の事項です。 ●事務局より、農地パトロールの実施要領及び班編制について説明。班編制については、事務局の案のとおり決定。 ●事務局より、農業委員会の公務災害補償制度の加入手続きについて報告あり。 ●次回定例会は、9月8日（火）9：00～に決定。
	会 長	以上で、令和2年度第5回の定例会を終了します。